

## (仮称) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準について

- 家庭的保育事業等は、子ども・子育て支援新制度において市町村による認可事業として、児童福祉法に位置付けられました。これに伴い、鹿沼市でも家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準を定めることとなります。
- 市町村が条例を定める基準については国の基準（従うべき基準／参酌すべき基準）を踏まえて制定する必要があります。
- 以下は、国の基準です。

No.	事 項 (引用条文)	国 の 基 準	従うべき基準/ 参酌すべき基準
各家庭的保育事業等に共通の事項			
1	保育所等との連携 (第 6 条)	・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない	従うべき基準
2	食事 (第 15 条)	・家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供する時は、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない	従うべき基準
3	食事の提供の特例 (第 16 条)	・No.2の規定にかかわらず、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校からの搬入を行うことも可能とする	従うべき基準
4	利用者の健康診断 (第 17 条)	・利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない	参酌すべき基準
家庭的保育事業			
5	設備の基準 (調理設備)(第 22 条)	・調理設備を設ける	従うべき基準
6	設備の基準 (居室等)(第 22 条)	・保育を行う専用の部屋(9.9 m <sup>2</sup> 以上(保育する乳幼児が 3 人を超える場合には 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上を加えた面積)を設ける) ・便所を設ける	参酌すべき基準

7	設備の基準(第 22 条) (屋外遊戯場)	・同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(満二歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上。代替地も可)があること	参酌すべき基準
8	設備の基準(第 22 条) (耐火基準等)	・火災報知機及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する	参酌すべき基準
9	職員(資格要件) (第 23 条第 1 項)	・家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する場合、3 人以下の保育を行う場合であって、家庭的保育補助者が調理を行う場合、搬入施設から食事を搬入する場合、調理員を置かないことができる	参酌すべき基準 (調理員は従うべき基準)
10	職員(職員数) (第 23 条第 3 項)	・家庭的保育者 1 人が保育できる乳幼児の数は 3 人以下 ・家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下。	従うべき基準
11	保育時間 (第 24 条)	・保育時間は、1 日につき 8 時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定める(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)	参酌すべき基準
12	保育の内容 (第 25 条)	・家庭的保育事業者は、保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない(小規模保育、居宅訪問型保育、事務所内保育も同様)	従うべき基準
小規模保育事業 小規模保育事業所 A 型			
13	設備の基準 (調理設備)(第 28 条)	・調理設備を設ける	従うべき基準
14	設備の基準 (居室等) (第 28 条)	・乳児又は満 2 歳に満たない幼児 乳児室又はほふく室(1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上)を設ける ・満 2 歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1 人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上)を設ける ・便所を設ける	参酌すべき基準
15	設備の基準(第 28 条) (屋外遊戯場等)	・満 2 歳以上の幼児 屋外遊戯場(1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上)(代替地含む)を設ける	参酌すべき基準
16	設備の基準(第 28 条) (耐火設備等)	・乳児室等を 2 階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の	参酌すべき基準

		防火設備などが備わっているものとする	
17	職員(資格要件) (第 29 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない</li> <li>・ 調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる</li> </ul>	参酌すべき基準 (調理員は従うべき基準)
18	職員(職員数) (第 29 条第 2 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする</li> <li>① 乳児 おおむね 3 人につき 1 人</li> <li>② 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人</li> <li>③ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人</li> <li>④ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人に 1 人</li> </ul>	従うべき基準
19	保育時間 (第 30 条)	・ 家庭的保育と同様	参酌すべき基準
20	保育の内容 (第 30 条)	・ 家庭的保育と同様	従うべき基準
小規模保育事業 小規模保育事業所 B 型			
21	設備の基準 (調理設備)(第 32 条)	・ 小規模保育事業所 A 型に同じ	従うべき基準
22	設備の基準 (居室等)(第 32 条)	・ 小規模保育事業所 A 型に同じ	参酌すべき基準
23	設備の基準(第 32 条) (屋外遊戯場)	・ 小規模保育事業所 A 型に同じ	参酌すべき基準
24	設備の基準 (耐火設備)(第 32 条)	・ 小規模保育事業所 A 型に同じ	参酌すべき基準
25	職員(資格要件) (第 31 条第 1 項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士その他保育に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない</li> <li>・ 調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる</li> </ul>	参酌すべき基準 (調理員は従うべき基準)
26	職員(職員数) (第 31 条第 2 項)	・ 保育従事者の数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、その半数は保育士とする	従うべき基準

		① 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 ② 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人 ③ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人 ④ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人に 1 人	
27	保育時間 (第 32 条)	・家庭的保育と同様	参酌すべき基準
28	保育の内容 (第 32 条)	・家庭的保育と同様	従うべき基準
小規模保育事業 小規模保育事業所 C 型			
29	設備の基準 (調理設備)(第 33 条)	・小規模保育事業所 A 型に同じ	従うべき基準
30	設備の基準 (居室等) (第 33 条)	・乳児又は満 2 歳に満たない幼児 <b>小規模保育事業所 A 型</b> に同じ ・満 2 歳以上の幼児 保育室又は遊戯室(1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上)を設ける ・便所を設ける	参酌すべき基準
31	設備の基準(第 33 条) (屋外遊戯場)	・満 2 歳以上の幼児 屋外遊戯場(1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上)(代替地含む。)を設ける	参酌すべき基準
32	設備の基準 (耐火設備)(第 33 条)	・小規模保育事業所 A 型に同じ	参酌すべき基準
33	職員(資格要件) (第 34 条第 1 項)	・家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所又は搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる	参酌すべき基準 (調理員は従うべき基準)
34	職員(職員数) (第 34 条第 2 項)	・家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする ・家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には 5 人とする	従うべき基準
35	保育時間 (第 36 条)	・家庭的保育と同様	参酌すべき基準
36	保育の内容 (第 36 条)	・家庭的保育と同様	従うべき基準

37	利用定員 (第 35 条)	・ 6 人以上 10 人以下	従うべき基準
居宅訪問型保育事業			
38	居宅訪問型保育事業 (第 37 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育を著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</li> <li>② 子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</li> <li>③ 児童福祉法第 24 条第 6 項に規定する措置に対応するために行う保育</li> <li>④ 母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要があると市町村が認める乳幼児に対する保育</li> <li>⑤ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</li> </ul>	従うべき基準
39	職員 (第 39 条)	・ 家庭的保育者 1 人が保育することができる乳幼児の数は 1 人とする	従うべき基準
40	連携施設に関する特例 (第 40 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育を行う乳幼児の障がい、疾病等の状況に応じ、適切な専門的支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設を適切に確保しなければならない</li> <li>・ 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認める居宅訪問型保育事業者については、この限りではない。</li> </ul>	従うべき基準
41	保育時間 (第 41 条)	・ 家庭的保育と同様	参酌すべき基準
42	保育の内容 (第 41 条)	・ 家庭的保育と同様	従うべき基準
事業者内保育事業			
43	利用定員 (第 42 条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員数に対するその他の乳児又は幼児の数 (利用定員) (その他) (利用定員) (その他)</li> <li>1～5 人 1 人 26～30 人 7 人</li> </ul>	参酌すべき基準

		6～7人 2人      31～40人 10人 8～10人 3人      41～50人 12人 11～15人 4人      51～60人 15人 16～20人 5人      61～70人 20人 21～25人 6人      71人以上 20人	
44	設備の基準 (調理室) (第 43 条)	・調理室(保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む)を設ける	従うべき基準
45	設備の基準 (居室等) (第 43 条)	・乳幼児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる保育所型事業者内保育所(利用定員 20 名以上) 乳児室(1 人につき 1.65 m <sup>2</sup> 以上)又はほふく室(1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上) ・満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育所保育室又は遊戯室(1 人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上) ・医務室及び便所を設ける	参酌すべき基準
46	設備の基準(第 43 条) (屋外遊戯場)	・満 2 歳以上の幼児 屋外遊戯場(代替地含む。1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上)	参酌すべき基準
47	設備の基準 (耐火基準)(第 43 条)	・乳児室等を 2 階以上に設ける場合の建物は、耐火建築物又は準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが携わっているものとする	参酌すべき基準
48	職員(資格要件) (第 44 条)	・保育所型事業所内保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・小規模型事業所内保育事業所(利用定員 19 人以下)には、保育士に従事する職員として市町村が行う研修を終了した者、嘱託医及び調理員を置かなければならない ・調理業務の全部を委託する事業所や搬入施設から食事を搬入する事業所は調理員を置かないことができる	参酌すべき基準 (調理員は従うべき基準)
49	職員(職員数) (第 47 条)	・小規模型事業所内保育事業所(利用定員 19 人以下)の保育従事者数は、次の区分ごとに応じ、各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数は保育士とする ① 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 ② 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人	従うべき基準

		③ 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね 20 人につき 1 人 ④ 満 4 歳以上の児童 おおむね 30 人に 1 人	
50	連携施設に関する特例(第 45 条)	・ 保育所型事業所内保育事業を行う者は、連携施設を確保しないことができる	従うべき基準
51	保育時間(第 48 条)	・ 家庭的保育と同様	参酌すべき基準
52	保育の内容(第 48 条)	・ 家庭的保育と同様	従うべき基準
経過措置			
53	自園調理(附則第 2 条)	・ 自園で調理を行っていない場合、省令の施行日から 5 年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規定について適用しないことができる	従うべき基準
54	連携施設(附則第 3 条)	・ 連携施設の確保が著しく困難であって子ども・子育て支援法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援その他の必要で適切な支援を行うことができると市町村が認める場合、省令の施行日から 5 年を経過するまでの間、確保しないことができる	従うべき基準
55	小規模保育事業 C 型の利用定員(附則第 5 条)	・ 小規模保育事業所 C 型にあつては、省令施行日から 5 年を経過する日までの間利用定員を 6~15 人以下とすることができる	従うべき基準

※子ども・子育て支援法第 34 条第 5 項又は第 46 条第 5 項…特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、利用定員の減少の届出をしたとき又は確認の辞退をするときは、引き続き教育・保育の提供を希望する者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者等と連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

※児童福祉法第 24 条第 5 項…「市町村は、保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内の保育所の設置者、設備及び運営の状況等に関し情報の提供を行わなければならない。」

※ 従うべき基準：条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない

参酌すべき基準：地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの